

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第29回） 議事録

1 日時 令和3年8月20日（金）10時10分～11時32分

2 場所 Web会議

3 出席者

(1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、一井 信吾（主査代理）、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、山下 東子（以上6名）

(2) 総務省

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、古賀 康之（電気通信技術システム課長）

(3) 事務局

鈴木 厚志（番号企画室長）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）

4 議題

(1) 音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等に関する論点整理

(2) その他

【相田主査】 それでは定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第29回会合を開催いたします。本日、三友委員と森委員は御都合により欠席と伺っております。

本日も新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、ウェブ開催とさせていただいております。先ほど事務局から御説明がございましたように、もし御質問、御発言がございました場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にてお申し出いただければ、順に指名させていただきます。もしそれが難しいようでしたら、ミュートを解除して、直接マイクで御発言いただいても結構です。

それでは、最初に事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。この夏総務省内で異動がございましたので、出席者の変更がございます。それでは、一言ずつ御挨拶を申し上げます。

電気通信事業部の北林部長、お願いいたします。

【北林電気通信事業部長】 この夏の異動で電気通信事業部長になりました北林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【木村事業政策課長】 同じくこの夏の人事異動で事業政策課長に着任しました木村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【古賀電気通信技術システム課長】 続きまして、この夏の異動でシステム課長に着任いたしました古賀と申します。よろしく申し上げます。

【藤原番号企画室課長補佐】 私は事務局の番号企画室でこの夏から担当の補佐をしております藤原です。よろしく申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

【相田主査】 では続きまして、事務局から配付資料の確認と会議の注意事項等の説明をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は資料29-1、参考資料1及び参考資料2の3点となっております。

先ほど相田主査から御説明があったとおり、本日はウェブ会議でございますので、音声がか切れた場合等はチャットで御連絡いただくか、あらかじめお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡をいただければと思います。

以上です。

【相田主査】 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、議事次第にございますとおり、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等に関する論点整理でございます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木番号企画室長】 番号企画室の鈴木でございます。私は昨年からの引き続きでございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料29-1に沿って御説明を申し上げたいと思います。1ページをお開きいただきまして、諮問概要でございます。諮問事項等のほか、これまでの検討の経緯等を簡単に御説明申し上げたいと思います。

一番上に諮問名がございます。今年5月に、「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」ということで諮問させていただきました。

主な検討課題は2つでございます。1つが音声伝送携帯電話番号(090/080/070)の指定の在り方の検討ということで、MVNO等にも当該番号を指定するかどうかといったことが論点でございます。

2点目が、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討ということで、これは平成30年にも御答申をいただきましたけれども、そのフォローアップといったことで御議論いただいております。

一番下にスケジュールのイメージがございます。これまでヒアリングを2回実施してまいりました。下に書いておりますけれども、6月9日に事業者ヒアリングの1回目、これが音声伝送携帯電話番号の指定の関係です。そして、事業者ヒアリングの2回目が6月24日、これが電話転送役務の関係でヒアリングしていただきました。これから年内の答申に向けて御議論いただければと思っております。

それでは、2ページをお開きいただければと思います。最初の論点は、MVNO等への音声伝送携帯電話番号の指定の可否についてでございます。併せてこのページにおいて全体の論点を掲示してございます。下のほうに書いておりますけれども、2点目が番号指定の条件等について、3点目が番号の指定単位について、4点目が060番号の開放時期について、そして5点目がその他ということで、いわゆる5本柱で整理をしているところでございます。

では、順次御説明させていただきます。3ページをお開きいただければと思います。音声伝送携帯電話番号の指定の可否についてでございます。具体的な説明に入ります前に、まず資料の構成を少し説明させていただきたいと思っております。

このページにありますとおり、「論点」を掲示した後に、「委員等意見の概要」ということで、委員の皆様、あるいは事業者の皆様の意見を掲示した後に、最後に「方向性の案」を示すという形で整理をさせていただいております。

それでは、順次参りたいと思います。まず、論点でございます。MVNO等の要望を踏まえまして、音声伝送携帯電話番号を指定することについてどのように考えるか、競争促進、利用者利便の向上、諸外国の状況などを踏まえまして、今後もその指定をMNOに限定し続けることに合理性があるかといったように論点を整理してございます。

その下、オレンジの意見の概要でございます。まず委員の皆様からです。全体をかいつまんで申しますと、要件が満たされていれば、公平性の観点からは適当、消費者目線に立っても、公平な競争が生まれるのではないかと、諸外国の動向も参考にしながら、公正な競争が働き、新しいサービスを創出するよう検討するべきだ、全体にこういった意見を頂戴しているところでございます。

その下、事業者、MVNOさんからの御意見でございます。上から順に御説明申し上げます。

まず、日本通信さんです。IMSの活用による多様な付加価値サービスの実現が可能となる。

2つ目のHISモバイルさんです。様々な業界ニーズに対するソリューションが生まれやすくなり、業界のさらなる発展につながる。

3番目はCATV連盟さんです。地域BWAを活用した地域のニーズに即した音声サービスを実現するといったことでございます。

最後4点目が、MVNO委員会さんです。MVNOにおけるビジネス拡大の可能性があるとといった点が表明されているところでございます。

4ページをお開きいただければと思います。今申し上げたようなMVNOさんの意見を少し詳細に表にまとめたものでございます。番号指定を希望する理由、提供サービス、実施スケジュール、事業見込み、こういったあたりを整理しております。

提供サービスをざっと御覧いただければと思います。個々の説明は割愛いたしますが、MNOが提供していないサービスなども見られるところでございます。そして、実施スケジュールについては、番号の指定を受けた後、おおむね1年から2年ぐらいを考えているということでございます。

需要の見込みにつきましては、サービス開始数年後あたりで、アンダーラインを引いてお

りますけれども、こういった数値を目標に頑張っていくといったことが示されているところでございます。

5ページをお開きいただければと思います。前のページまでの資料においてCATV連盟さんのBWAという話がありましたので、これに関して少し補足をさせていただきたいと思います。総務省の「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の報告書の抜粋でございます。

現在この懇談会でBWAの音声利用の検討が行われておりまして、資料中の(ア)背景において、BWAがLTEや5Gと技術的な差異がなくなり、携帯電話用の電話番号を用いた音声利用を行うことも技術的には可能といった背景があるということでございます。

そして、(ウ)の考え方において、2行目ぐらいから、具体的なニーズが顕在したのであれば、音声利用にも認める方向で検討する必要があるといった考え方が示されているところでございます。

下に米印があります。8月2日までの間、意見募集を実施しておりますので、今後報告書の取りまとめに向けて、議論が行われると承知しております。

6ページをお開きいただければと思います。MVNOの番号指定に関する諸外国の状況ということで、これは第1回目の委員会でも御説明した資料ですが、その後の調査を加えまして、リバイスしたものでございます。

変わった点は、下から2段目で、韓国を追加しております。韓国においても、交換設備等を有するMVNOは、番号を直接付与されることが分かってございます。

それとその上のアメリカです。前回までは不可という記載でございましたけれども、よくよく調べてみますと、FCC免許——無線局の免許は必要ですが、正当な理由があって、FCCがこれらの要件の免除を認める場合に、自ら指定を受けることが可能となっている状況が分かりましたので、この点修正させていただきます。

それと、後のほうでちょっと出てくる論点とも関連しますけれども、番号指定のための要件をざっと見ますと、例えば、イギリスあたりですと、足りない要件はMNOとの契約でカバーできるなど、必ずしもMNOと完全に同一でもないことが見て取れますので、ここで紹介させていただきます。

7ページをお開きいただければと思います。以上を踏まえまして、音声伝送携帯電話番号の指定の可否についての方向性の案でございます。1つ目、これは現状になりますけれども、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるためには、携帯基地局の免許を受けていることが条件の一つとなっており、現状我が国におきましては、MNOに対してのみ同番号を指定して

いる状況でございます。他方諸外国においては、MVNOも音声伝送携帯電話番号の指定を受けることが制度的には可能となっている国もあるということでございます。

続けて2つ目、以下の観点から、MVNO等に対して一定の要件の下、音声伝送携帯電話番号の指定を行うことについて支障はないと考えられるのではないかと。

①MVNO等からは、単に番号の指定を要望するのではなく、基本的な音声伝送役務に加えて、MNOが行っていない新たなサービスを提供すること等により、利用者ニーズに応えつつ、市場の活性化、国際競争力の強化等に寄与していくことが示されており、これが期待されること。

②として、諸外国においてMVNO等の番号指定を受けることが可能な国も一定程度存在し、我が国においても、MVNO等がMNOと同等のサービスを提供できることが見込まれる場合、携帯電話に係る基地局の要件を維持し続ける合理的理由に乏しいと考えられること。

最後に「なお」ということで、MNO等からは、音声伝送携帯電話番号の指定の条件の同等性を確保すること、あるいは音声接続に関する課題の検討が必要であること等についての御意見、御指摘は見られますが、MVNO等に音声伝送携帯電話番号を指定すること自体については、反対する意見は見られないといった状況でございました。

以上、番号指定の可否について、こういった方向性案を示させていただいております。

では次に参りたいと思います。8ページ、音声伝送携帯電話番号の指定の条件についてでございます。9ページになりますけれども、その前に、まず、10ページをお開きいただければと思います。音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件ということで、これも1回目の委員会の資料でお見せしておりますけれども、条件が5つございます。

上2つの条件につきましては、番号の指定を受けているかどうかに関わらず、番号を使用する者全員に求められる条件でございます。緊急通報を行うことが可能であること、番号ポータビリティが可能であることという要件です。

そして下の3つの要件は、自ら番号の指定を受ける場合に求められる条件ということになっております。携帯基地局の免許、技術基準への適合、他事業者との接続という3つの条件があります。

今回の論点整理におきましては、事業者ヒアリング等におきまして、ある程度論点になっている緊急通報の条件とそれ以外の条件とに分けて整理をしたいと思っております。

ということを踏まえまして、9ページにお戻りいただければと思います。9ページは、緊

急通報を除く条件ということで、論点を整理しています。まず、論点から参ります。まず携帯基地局の免許の条件を除き、MVNO等への番号指定の状況をどのように考えるかといった点でございます。

2点目が、携帯基地局の免許の条件に代わる条件として求められる要件は何かと。

3点目が、技術基準への適合、他事業者との接続については、MVNO等にも適用することで問題ないか。

4点目が、番号ポータビリティの確保について、MVNO等に求められる対応は何かといったように論点を整理しております。

これにつきまして、委員等意見の概要のところでございます。まず、事業者MVNOからでございます。日本通信さんです。基地局を除く現行の要件を満たすように関連設備の構築を実施する予定であると。番号ポータビリティについても、必要なデータベースを設置し、MNOが運営するMNP業務支援システムと連携対応をしていくといったことが示されております。

以下、MVNOさんの御意見がございますけれども、総じて同じような御意見でございます。

これに対しまして、MNO等さんからの意見でございます。最初の1点目、ドコモさんの意見でございます。音声伝送携帯電話番号の指定に関する条件のMVNOの適用については、基地局免許の条件を除いて、MNOと同等であるべきと考えるといった御意見でございます。他社も総じて同様の意見でありまして、イコールフットィングの観点から、現行条件を適用すべきといった御意見でございます。

2点目のKDDIさんの御意見の後段部分を御覧いただければと思います。番号指定をする場合に、基地局免許に代わる携帯電話の音声伝送役務に係る設備の設置の条件が新たに必要ではないかといった御示唆があるところでございます。

それでは、資料の11ページをお開きいただければと思います。番号ポータビリティ、MNPの現状のシステムのイメージでございます。現状ではMVNOさんのMNPは、この図にございますとおり、MNOにぶら下がる形で実施しております。文字で書いておりますけれども、MNOから提供される専用装置、あるいはMNOとAPI連携した装置を使ってMNPをやっている状況でございます。ただ、番号の指定後はMNOと同様に、こういったデータベースを保有しつつシステム変更することが求められますので、こういった対応が必要であるということを図示して御紹介差し上げた次第でございます。

以上が11ページでございます。

12ページをお開きいただければと思います。以上を踏まえまして、全体の方向性案というところで整理しております。1つ目は、番号の指定条件、使用条件を規定しておりますので省略をします。

2つ目は、MNOからは、番号指定に関する条件のMVNO等への適用については、MNOと同等であるべきとの意見がございます。この点、MVNO等からは、携帯基地局の免許の条件を除き、現行の条件を満たすように関連設備の構築をするといったことが示されてございます。

以下、条件ごとに整理しますと、まず携帯電話に係る基地局の免許に代わる条件としてこういうものが必要ではないかといった点を整理しております。利用者に浸透している音声伝送携帯電話役務の機能（全国で利用可能であること等）を確保し、利用者に対して適切に音声伝送携帯電話役務を提供するため、以下の要件が求められるのではないかと。

1つ目が音声伝送携帯電話役務の提供に必要な設備です。IMSに相当するような設備を設置することです。

そして、加入者情報の管理、認証のためのHLR/HSSといったものを設置するとともに、IMS Iの指定を受けることといった要件が必要ではないかと思っております。

そして3点目が、MNOが提供エリアとする全国での発着信が可能となるよう、ホストMNOとの連携が必要ではないかといった要件が必要と考えております。

続きまして、技術基準の適合に関する条件ということで、1つ目は、音声伝送携帯電話役務を提供するための設備について、損壊・故障対策・品質基準の確保等が重要と考えられます。MNOと同等の対応が求められるのではないかとということでございます。

そして、現行MNOに対しては、事業用電気通信設備の自己確認が求められておりますけれども、MVNO等に対して制度上、これをどのように担保していくべきか、今後検討が必要ではないかと考えております。

3点目が、他事業者との接続に関する条件でございます。これにつきましては、現行の規定、条件を適用し、固定電話番号又は音声伝送電話番号の指定を受けた事業者、全体で25社ぐらいがありますけれども、こういった事業者との網間信号線接続を行うことが求められるのではないかと整理しております。

最後に、番号ポータビリティに関する条件ということで、番号ポータビリティの確保につきましては、指定の条件ではなくて、使用の条件であることから、引き続き現行の条件は適

用されると考えております。

ただし、下線を引いておりますけれども、番号の指定を受ける以上、番号の管理が必要になってまいりますので、MVNO等が自ら番号ポータビリティに係るデータベースを設置の上、他社へのリダイレクションを担うことが求められるのではないかと整理しております。

緊急通報以外の条件につきましては、このような方向性でいかがかとといったことで、全体整理をさせていただきました。

続きまして、13ページをお開きいただければと思います。こちらは、指定の条件のうち緊急通報の条件について整理しております。まず、論点でございます。現行の「利用者が緊急通報を利用できること」の条件につきましては、引き続き番号の指定を受けるMVNO等にも適用されることと考えられますが、MVNO等が緊急通報を提供するために、どのような対応が求められるかという論点でございます。

MNOからは、MNOと同様に緊急通報受理機関との接続を行うことによって、MVNOが自ら緊急通報を提供すべきとの意見がございますが、これについてどのように考えるか、そして、これに関連して、MVNOがMNOから緊急通報の卸提供を受けることについてどのように考えるかといった論点を整理してございます。

これにつきまして、委員からの御意見でございます。まず1点目は、緊急通報の確保は、MVNOにとってはかなり手間がかかると言われております。それで制度は整備したものの、誰も利用できないということにはならないようにすべきではないかといった意見をいただいております。

2点目でございます。IP網への移行後、緊急通報受理機関からのコールバックにおいて、通報者との通話がつながりやすくなる機能について、携帯電話事業者もその実現に向けた対応が求められると思われる。これは米印になっておりますけれども、あの方の資料で出てくるマイグレの答申において説明させていただきたいと思っております。

これらの機能の確保は重要であるが、MVNO等がこうした対応をする場合に、困難性を伴うことも想定される。MVNO等による緊急通報の確保については、こうした点も踏まえながら、MNOから卸提供を受けることを可能にすることを視野に入れて検討してはどうかといった意見も頂戴しているところでございます。

これに対しまして、事業者、MVNO等の御意見でございます。まず1点目は、日本通信さんです。自社として管轄の緊急通報受理機関へ接続を行う。全国で行うといことござい

ます。その際、関係各所の協力的な対応をお願いしたいといった要望をしております。

H I S さんにつきましては、イネイブラー、ベンダーと適切に連携を行い、求められるシステムを構築していく予定だということでございます。

3 点目、C A T V 連盟さんでございます。地域BWAを展開するエリアは、緊急通報受理機関と直接接続する方向で検討したい。ただ、それ以外の全国MNOとのローミングエリアについては、全国MNOとの協力をいただきながら、実現方策を検討していきたいといった意見でございます。

最後にMVNO委員会さんでございます。これは一般論になるかもしれませんが、仮にMNO等の既存設備の活用や卸提供ができない場合は、全国の緊急通報受理機関への接続が必要になるが、これはMVNOにとっては相当の困難性が伴うため、実現が難しいのではないかと御意見を頂戴しているところでございます。

1 4 ページをお開きいただければと思います。これに対しまして、MNO等さんの御意見でございます。

まず、1 点目、NTTドコモさんの意見でございます。緊急通報については、音声伝送携帯電話番号の指定を受けた事業者が自ら提供すべきと考えるということでございます。その他の各社もイコールフットィング等の観点から、同じような意見が見られております。卸提供等の課題について挙げる事業者も見られているところでございます。

その一方で、例えば、ドコモさんの後段の下線部でございますが、卸提供の実現可能性については、具体的な接続形態や接続方法等の要望を受けて検討すべきだといった意見、そして、楽天モバイルさんからは、4 つ目の 1 行目の後段ぐらいから、MVNOより緊急通報の卸提供の具体的な要望があれば、真摯に対応するといった意見も見られているところでございます。

それでは、1 5 ページをお開きいただければと思います。緊急通報のネットワークの構成イメージということで、これに加えてMVNOによる緊急通報の実現イメージ、まさに自ら緊急通報受理機関との接続を行う場合ということで、図示しました。要するに、どういった形で接続されるのか、あるいは緊急通報受理機関との接続というのは一体どういうことをするのかといったことをこの図を用いて御説明申し上げたいと思います。

まず、この図の中に赤い実線と赤い点線があります。これは、MNOのユーザーさんが緊急通報した場合の呼の接続の流れのようなものを示しております。その一方で、青い実線と点線につきましては、MVNOユーザーさんの音声呼、あるいは位置情報が流れていくこと

を図示しているものでございます。

それで、緊急通報受理機関との接続でございます。右のほうに受付台があります。こちらを少し見ていただければと思います。受付台のところにI SDN回線等というのがございます。まず、このI SDN回線に重畳するといいますか、当然呼は通じなければいけませんので、これは重畳させることが必要です。加えて、受付台にMVNOさんの呼を表示させる必要がございますので、そういった対応も必要になってまいります。さらに、下のほうに位置情報の図がございます。こういった位置情報も受付台に表示させるための調整が必要になってくるということでございまして、おおむねこの3つの対応していかなければいけない。

その上でこれらの対応でございますけれども、上のほうに警察機関、海上保安機関、消防機関の数が書いてあります。全部で800弱ぐらいになるかと思えます。この機関と個々に調整をして、こういった調整をしなければならないわけです。ということで、接続を行う場合、MVNOにはこういったことが求められてくるということを御紹介させていただきました。

続きまして、16ページをお開きいただければと思います。先ほど委員の御意見のところでも御紹介しましたけれども、緊急通報に関する過去の審議会答申ということで、固定電話網の円滑な移行の在り方（二次答申）が平成29年9月に出されております。IP網への移行に対応した緊急通報の確保ということで御提言をいただいております。

3.1の（～略～）の下に、緊急通報における回線保留機能等については、現在次のような状況となっているというところがあるかと思えます。こちらから順次説明させていただきたいと思えます。

「・」が3つあって、1つ目でございます。NTT東西さんのメタル電話からの通報については、PSTNの機能によって回線保留、すなわち、通話者が受話器を下ろしても、接続状態が続くという機能が可能であるということでございます。

その一方で、2つ目は、光IP電話からの通報です。これについては、そういう機能がない代わりに、IP網からの自動呼び返しが可能であって、その際に通報者との通話につながりやすくなるための各機能、①1XY番号通知、②転送解除、③着信拒否解除、④第三者発信制限といった機能がIP電話では実現しているところでございます。

他方、3つ目に書いてありますとおり、携帯電話からの通報につきましては、今申し上げた上記①から④の各機能がないのが現状でございます。

その下、(～略～)の次のところ、2つ目のパラグラフに第29回委員会という記述がございます。これは携帯電話だけを特出しして言われているものでございませぬけれども、緊急通報受理機関から、回線保留に近い機能を実現するために、現行の自動呼び返し機能の維持や、コールバックがつながりやすくなる各機能①、②、③、④、⑤についての要望がなされています。

これを踏まえまして、「3.2、具体的な方向性(考え方)」、アンダーラインのところです。「指令台からのコールバックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる5機能に關しましては、緊急通報全体に占める携帯電話発の割合が増えている状況等に鑑みて、コールバックの発側ネットワークを提供しているNTTの対応を踏まえ、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていくことが適当」といった提言がなされているということでございます。現在マイグレに向けて事業者のほうで検討している状況と承知しております。すなわち、MVNOさんもまさに自分で緊急通報を提供することになると、こういった機能も将来的には求められることになろうかと思ひます。

以上を踏まえまして、17ページをお開きいただければと思ひます。方向性案ということで整理をさせていただきます。

まず、1つ目の緊急通報の確保(利用者が緊急通話が可能であること)につきましては、音声伝送携帯電話番号の指定の条件ではなくて、使用条件でありますことから、これは引き続きMVNO等にも適用されると考えられます。

他方で、緊急通報の確保の方法につきましては、MNOからは、MVNO等も音声伝送携帯電話番号の指定を受ける以上、イコールフットィングの観点から、原則自ら緊急通報受理機関との接続、これは位置情報の送信も含みますが、こういったことを行うことによりまして、提供すべきだといった強い意見がございます。このため、現行の条件に關連しまして、こうした意見に対する考え方を整理する必要があるということでございます。

3つ目でございます。繰り返しになりますけれども、MVNO等からは提供エリアの全部または一部について、緊急通報受理機関との接続を行う予定だとする意見がある一方で、全国の緊急通報受理機関への接続が必要となる場合には、運営にとっては相当の困難性が伴い、実現が難しいといった意見もございませぬ。

4つ目になります。緊急通報受理機関への接続は、MVNOも本来これを行うことが望ましいと思ひます。しかしながら、全国の緊急通報受理機関に接続を行うことを義務的要件とした場合、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができるMVNOが限定的になるお

それがあると考えられないか。

加えまして、5つ目です。IP網への移行に伴って、緊急通報受理機関からのコールバックにおいて、先ほど前ページで御説明しましたが、通報者との通話がつながりやすくなる5機能に対応していくことが携帯電話事業者にも求められることになると考えられるところ、MVNO等が自ら緊急通報を提供する場合、MVNO等においても、相応の取組が必要となることが想定されます。

下から3つ目です。このようにMVNO等が自ら緊急通報の提供を行う場合は、相応の取組が求められることとなりますが、MVNO等は、全国ネットワークを有するMNOと比較して、その保有する設備や事業規模等が異なる状況にあります。

下から2つ目です。こうした点を勘案しますと、MVNO等に対して、一定の範囲でMNO等から卸提供を受けることや、将来的にMVNO等の事業者間で緊急通報を確保するための連携を行うことを許容するとしても、技術的な課題が生じることが想定されますが、事業者間連携などを行うこと自体に特段の問題、支障はないとも考えられ、画一的にMNOと同様の対応を求めなくてもよいと考えられないか。

そして、最後の「また」というところでございます。MVNO等が番号指定を受けることが可能な諸外国の状況を見ましても、番号指定の条件について、MVNOとして足りない要件は、MNOとの契約でカバー可能（イギリス）、必要な機能がホストMNOとの契約において確保されればよい（オランダ）など、必ずしもMNOと同一の条件を課している状況にはないことが見られております。

おめくりいただきまして、18ページになります。以上を踏まえると、1つ目、MVNO等による緊急通報の提供につきましては、自らこれを行う場合に、その前提となる緊急通報受理機関への接続につきまして、全国の緊急通報受理機関に接続することを要件として求めていくのではなくて、全部又は一部についてこれを行うことにして、これにより一定範囲でMNO等から卸提供等を受けることも可能とすることが適当と考えられないか。

この場合において、具体的には個々の接続形態や携帯電話におけるつながりやすくなる5機能の在り方なども踏まえながら、ホストMNO/MVNO等間の協議を通じて、こうした一定範囲を決めていくことが適当と考えられないかと整理をさせていただいております。

米印で、例えば、自網エリアは緊急通報受理機関と接続を行うけれども、ローミングエリアについては、MNOからの卸提供を受ける場合などが想定されるという一例を挙げております。

最後、なお、今後以下の点についても留意しながら、全体として検討を深める必要があるのではないかとということで、MVNO等の緊急通報の確保に関する電気通信番号制度、その他の関連制度についての在り方、今申し上げたようなことの制度としての確保の在り方ということでございます。これが1点目です。

2点目が、緊急通報受理機関との接続を行うMVNO等に対するMNO等による協力的な対応、一定の範囲でやるということになりますと、MNOさんのこれまでの知見等々、サポートが必要だといった御意見もありますので、こういった対応も検討してはどうかということでございます。

以上、緊急通報の条件についての方向性ということで整理をさせていただきました。

続きまして、19ページをお開きいただければと思います。音声伝送携帯電話番号の指定単位についてということで、20ページをお願いしたいと思っております。

音声伝送携帯電話番号の指定単位についてどのように考えるかということでございます。現状10万単位で指定をしておりますけれども、番号資源の効率的な使用等の観点から、MVNO等に対しては、1万単位で指定することが考えられないかということでございます。

委員等意見の概要ということで、委員の方からも、ユーザーが少ない事業者が指定を受ける場合には、指定単位の細分化について考える必要があるのではないかとといった御指摘をいただいております。

MVNO等さんですけれども、日本通信さん、HISモバイルさんから、現行の10万番号よりも少なくすることについて、特段の問題はないということでございます。総じて1万番号単位で問題ないのではないかとといった御意見と承知しております。

続いて、MNO等さんでございます。一番上のドコモさんは、現状の10万番号単位より少ない単位での指定に変更になった場合、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直しとか、一部設備の改修等の対応が必要になる可能性がある。ただ、新規事業者へは1万番号単位で指定する等の運用をする場合は、設備改修等の対応が限定的になる可能性があるということでございます。

2つ下のソフトバンクさんにつきましても、既存事業者に対しては10万番号単位の指定を継続し、新規事業者へは1万番号で指定する等、可変的な運用が比較的影響は少ないのではないかとといった御指摘をいただいたところでございます。

一番下のNTT東西さんは、既存事業者に対して10万番号単位の指定を継続すれば、指定済みの番号に対して、レコード数を増やす必要はない。ただし、指定番号単位の混在化に

よって少し影響が出ることが想定されるといった御意見を頂戴しているところでございます。

以上を踏まえまして、21ページをお開きいただければと思います。方向性の案でございます。1つ目です。現状音声伝送携帯電話番号は10万番号単位で指定を行っておりまして、特段の支障は見られていない状況でございます。

2つ目、他方、一般にMVNO等はMNOよりもユーザーが少なく、現状の10万番号単位をそのまま適用しますと、この単位に満たない番号の使用となる事業者が出てくる可能性があります。

3つ目、MVNO等に番号を指定する場合に、番号資源の効率的な使用の観点から、10万単位よりも少ない1万単位での指定が適当と考えられないか。

他方で、MNOに対しても1万単位で指定する場合、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直し、あるいは一部設備の改修の対応が必要となる可能性があることから、MNOに対しては現行の10万単位での指定が適当と考えられないか。

最後でございます。指定番号単位が混在することによって、既存事業者への影響も想定されますが、今後こうした課題についても対応していくべきではないかといった内容で方向性を整理させていただいております。

それでは、23ページをお開きいただければと思います。次の論点は、060番号の音声伝送携帯電話番号への開放についてでございます。論点は、その開放時期についてどのように考えるかということです。委員の皆様からは、使用状況を踏まえて、逼迫するのであれば開放時期を考えておく必要があるといった御意見を頂戴したところでございます。

方向性の案でございます。1つ目の音声伝送携帯電話番号の060番号の使用につきましては、平成27年の情報通信審議会、あるいは令和元年の総務省の研究会において検討が行われ、適切な時期に携帯電話番号用としての060番号の開放時期等を検討すること、あるいは将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが提言されているところでございます。

2つ目になります。現状音声伝送携帯電話番号の指定数は、令和元年度末時点において約9割という状況です。割り当て可能数が2億7,000万でございますので、2,700万ぐらいまだ空いている状況でございます。

3つ目でございます。令和6年度末までの音声伝送携帯電話番号の事業見込みにつきまして、MNO4社にヒアリングで確認したところ、以下の状況にあるということでござい

して、この2つにつきましては、委員限りとさせていただいておりますので、説明を省略しますが、御覧いただければと思います。

先にいきますと、24ページに需要見込みについて掲載しておりますので、御確認いただければと思います。これも構成員限りになります。

それでは、23ページの途中、下から3つ目になります。また、MVNO等さんの需要の見込み数は、前のほうのページで御説明しましたけれども、サービス開始後二、三年で、こういった番号数を見込む事業者がごさいます。

こういった状況を総合的に勘案しますと、5つ目、6つ目で、当面令和6年度までの間において、音声伝送携帯電話番号の割当てが逼迫する状況には必ずしもないと考えられないか。このため引き続き需要の動向は注視していく必要がありますが、直ちに060番号を音声伝送携帯電話番号として位置づけ、制度を改正しなければならない状況にはないと考えられないかと整理をさせていただいております。

060番号の関係は以上でございます。

25ページは、過去の検討ですので、飛ばしまして、後ほど御確認いただければと思います。

26ページも飛ばして、最後その他ということで、27ページになります。5. その他です。まず論点です。携帯電話に係る基地局の免許を有しないMVNO等に音声伝送携帯電話番号の指定をする場合に、データ伝送携帯電話番号、これは020でございます、この指定の条件につきましても、090と同様に、携帯電話に係る基地局の免許が条件となっております。この条件についても見直しが必要かという論点でございます。

2つ目、音声伝送携帯電話番号の識別対象について、現行基準（電気通信番号計画）上は、携帯電話またはPHSに係る役務に係る端末系伝送設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備、それは端末系伝送路設備と利用者の端末設備を識別するとしておりますけれども、見直しの検討が必要かということでございます。

委員等意見の概要ということで、事業者さんからも、基地局免許の条件を変更する場合には、識別対策についても検討が必要ではないかといった御意見が寄せられているところでございます。

その下の方向性案でございます。まず、データ伝送携帯電話番号の指定基準からでございます。繰り返しになりますけれども、データ伝送携帯電話番号の指定を受けるためには、携帯電話に係る基地局の免許を受けていることが条件となっております。ただ、これは音声伝

送携帯電話番号の使用の条件と異なりまして、ローカル5Gに係る基地局の免許を受けている場合も、データ伝送携帯電話番号の指定を受けることが可能となっております。

2つ目、現状におきまして、データ伝送携帯電話番号の基地局の免許に関する条件の緩和については、020番を捉えての具体的な意見、要望というのはこれまでないんですけれども、今後音声伝送携帯電話の指定の在り方の検討を進めていく中で、併せて議論を進めていく必要があると考えられます。

少なくとも携帯電話の基地局の条件につきましては、音声伝送携帯電話の条件と整合を図ることが適当ではないか。すなわち、090番号の指定を受けている者、MNO等の者に対しましては、携帯基地局要件の適用はしないといった措置が考えられないかどうかといったことでございます。

最後、音声伝送携帯電話番号の識別対象です。1点目、これは繰り返しになりますけれども、アンダーラインを引いていますとおり、端末系伝送設備及び利用者の端末設備を識別するというところでございます。

2つ目でございます。現行の規定を維持する場合には、具体的にどのような支障が生じるのか、あるいはどのように規定することが適当かといった点を踏まえつつ、見直しの可否については検討する必要があるのではないかと整理させていただいております。

28ページをお開きいただければと思います。詳細な説明は割愛いたしますが、020番号、データ伝送携帯電話番号の使用に関する条件の概要と、その下、データ伝送携帯電話番号の使用条件についての検討、過去の検討がございますので、これを参考として掲載させていただきました。

少し長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【相田主査】 詳細な説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見がございましたら、よろしくお願いたします。先ほど申し上げましたように、チャット欄に記入いただければ順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして御発言いただいても結構です。

それでは、まず猿渡委員、お願いたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。説明、ありがとうございます。多分一番分かりやすいのが、2ページ目の論点が5つ並んでいるスライドでこう思ったということをお伝

えしたいのですが、まず論点1に関しては、誰も異論はないのかなという印象を受けています。これは論点4の060番号の資料とも関係するんですが、現状大手の通信キャリアではもう完全にパイの奪い合い状態になっていて、これから携帯電話業界が考えなければいけないのは、大手通信キャリアが現状では手を出すことができない小さなサービス領域を大きく育てる必要がある。それに向けて、MVNOが手を出して、観光客向けとか、地域向けのサービス、これからローカル5G、ローカル6Gが出てくると、すごく重要になってくる領域のために、そういう制度設計をしていくことが重要だというのは、MNO側もMVNO側も一致していると認識しました。

2番目の論点の指定の条件に関して、基地局の免許を除いてMNOと同等であるべきということは、MNOとMVNO両方共通しているんですが、緊急通報がすごく難しいということだと認識しました。

MVNO側の意見としては、日本通信がかなり積極的に携帯電話番号090を割り当ててほしいと言っていて、しかもかなり難しいように見える緊急通報に関しても、全部自分たちでやるぐらいの意気込みを持っていて、そこは育てるべき対象なのだなという認識を持つとともに、でも、さっき言ったように、小さなサービスを大きく育てるという観点だと、参入はできるだけしやすいようにしておいたほうがいいのかなどという思いもありますので、17ページ目の方針に全面的に賛同、要するに、MNOが卸提供でしっかりMVNOをサポートするというところに賛同です。

ただ、1つ心配なのは、MNOが卸のところではちゃんと適正な価格で卸してくれないと、MVNOはサービスを立ち上げづらくなるのではないかと心配だったので、その辺の制度設計はしっかりしている必要があるのではないかと思います。

論点の3つ目、指定単位に関しては、個人的には、改修が一番少ないのは10万単位なのかと思っていたんですが、改修のコストが少ないのであれば、1万単位でもいいのかなと。コストがとて大きくなるということであれば、10万単位でもいいのかなと、その辺はMNOの意見を伺って決めればいいのかなどと思いました。

4番目の論点、060番号に関しては、現状維持ということで異論は全くありません。

最後に関しては、よりシンプルに制度設計を行っていくということで、データ伝送携帯電話番号に関しても異論はないです。

僕からは、以上になります。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、ほかにも発言希望をいただいておりますので、皆様からいただいてから事務局等に御回答いただければと思います。

では続きまして、一井委員、お願いいたします。

【一井主査代理】 私は小さなこと、質問ですけれども、3ページ目の論点の下の委員等意見の概要の中の委員の意見の2つ目、電話番号が電話をするためにあるというのはもう過去の話、今はトラスティング番号である点を強調する方向、S I Mチップがトラストアンカーになっているため、MVNOにも指定すればよいと考えるという御意見がありました。

今まで番号政策委員会等で議論していた内容と大分違う方向性の話かと思えます。こういった御意見が、考え方が世の中にあるということは私も承知していますが、この御意見がどういうコンテキストで出てきて、我々の議論の中にどう影響し得るのかなというのがちょっと疑問、関心があります。

特に最後のその他のところから出てきました音声伝送携帯電話番号の識別対象をどう考えるかというところを議論するときに、こういった御意見が影響してくるのか、あるいはそうでもないのか、その辺はどう考えればいいのかということ若干疑問に、関心を持って言うべきかもしれませんが、思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

では続きまして、藤井委員、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。私はまず18ページ、緊急通報の条件についてのところなのですが、現在番号指定の条件として、全部か一部を自分たちで作らなければいけないというのが適当ではないかとあると思うのですが、番号の使用条件にわざわざこれを指定する必要があるのかどうかというところが、若干疑問に思っているところがあります。手段をわざわざ指定しなくても、確実に通報できれば良いのではないかと思います。これはMNOがせっかく苦勞して通報の仕組みを作ったんだから、提供するにはある程度MVNOも努力してほしいという意見もあるとは思いますが、それはあくまでも提供する側と提供される側の話ではないかと思っており、一部とか全部とか言わないでも、通報がしっかりできる仕組みが提供できれば良いのではないかというのが個人的な意見でございます。

もう一点少し議論しておいたほうがいいのかと思う理由としまして、例えば、サービスエリアが限定されるようなサービスを行う場合、東京だけしかサービスしない場合や、ケーブルテレビ事業など、その地方でしかサービスしなくて、ローミングをやらないというところ

だと、全国につながる必要性はないのではないかと思います、そのときの緊急通報のエリアの範囲は、何らかの形で指定しないといけないのではないかと思います。

今回はローカル5Gでどうするかという議論は出ていないかと思いますが、例えば、ローカル5Gが音声提供をしたいと申し出があったとき、全国あまねく通報しなければいけない仕組みを作る必要性はないのではないのかと思います。そのあたりはどうお考えかというのを確認できればと思います。

もう一点あるのですが、27ページの020番号の指定については、基地局携帯電話の090番号と同じように指定の条件について、免許付与の条件をなくすというところ、これは方向性としてはよろしいのではないかと思うのですが、12ページで、携帯電話の基地局を整備しなくてもいいという条件として、免許に代わる条件が、音声についてはいろいろあると思います。これと同等の条件を020番号用に何か作らなければならないのではないかと考えています。この点どうお考えかというのをお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

【相田主査】 それでは続きまして、山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。

幾つかあるんですけども、私はほかの委員さんの意見も伺いながら質問したいと思うので、今回は緊急通報について1つだけコメントしたいと思います。

緊急通報は、今回の番号指定が参入障壁になってはいけないのではないかと思います。緊急通報についてはもう一つ、相手があることだと。これは普段やっている通信事業者同士の間で接続の話ではなくて、最終的に警察とか消防という総務省さんの規制の範囲を超えるところに行く最後のセーフティーネットだと思うんです。

それで言うと、MVNOが指定を受けるときにはみんなつながなければいけないと言いますが、今度は例えば、警察とか消防といった機関が、お宅も？ またお宅も？ ということで、つながるのに大変になるのではないかと、相手の都合も考えなければならない。

それから我々が1日1回電話するようなものではなくて、いわゆる最後のセーフティーネットなので、そういうことで言うと、頑健性が必要だけれども、新たに構築して、それを試してというよりは、既にあるものを生かせるほうがいいのではないかと思います。もちろん自分で作りたいという方はそうされるのがいいと思う。その自由が残されているのはいいと思います。それが緊急通報についての意見です。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

では続きまして、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 幾つか質問とコメントがあります。緊急通報のところについては、結果的に消費者、使う側から見たときに、緊急通報について十分な機能が確保されることが求められるので、それが担保されるのであれば、より確かな方といたしますか、契約でカバーするというところで異論はありません。

ちょっと杞憂かもしれませんが、つながりやすくなるための各機能というのが、例えば、今後、MVNOが自分でやると言った場合には、この5つの機能は、つながりさえすればなくてもいいとかというようなことではなく、差がないようにしていただきたいという、ちょっと先回りした懸念をコメントとして申し上げます。つまり、必要十分な機能が使えることが消費者から見て担保されるように制度設計してくださいということです。

それから27ページです。これは単純に私の疑問なのですが、020の指定の条件について、090番号を指定してもらおうと、020の要件が緩和されるというルールの設定が提案されていますけれども、なぜ090指定されたところとされていないところで020条件が変わるのが、ルールの作り方でいま一つ納得感がなかったので、コメントしておきます。

もう一つは、この資料の中のスコープからは外れるのですが、今回MVNOさんが、携帯番号の指定を受けることになるにあたって、前回の改正で、番号の使用計画などが新たに定められましたが、指定を受けるけれども、責任だけは以前と変わらないということではないですよねということを確認させてください。責任が重くなるのだということには言及されていないので、そのあたりを確認したいと思います。また、スコープから離れますけれども、卸提供による二次卸、三次卸みたいなことが言われていますけれども、その問題に関して、指定を広げることの影響はないのかどうかを確認させてください。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、大分たくさんのお質問、御意見をいただきましたので、この場で答えられるものについて、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【鈴木番号企画室長】 鈴木でございます。全部理解できたかどうかあれなんですけれども、まず、猿渡先生から御意見をいただきました。確かに卸のところ適正が確保されるのかというところがありました。電気通信事業法において、卸について、差別的取扱いはしないといった規制もありますので、そのあたりはしっかり運用していきたいと思っています。

ころでございます。制度設計を検討する上でもそのあたりもしっかり考えてやっていかなくてはいけないと考えております。

それと、一井先生からあった話でございます。今回、委員等意見の中には、事業部会（親会）の委員方の御意見も入れて整理しているものでございます。確かに一井先生からの御指摘のとおり委員会の議論ということではなかったかもしれませんが、今後、全体の御意見を踏まえながら、議論を深めていければと考えております。

それと、藤井先生の御意見のうちの緊急通報の関係について私からちょっと御説明申し上げたいと思います。藤井先生からは、多分全部または一部という基準は要らないのではないかとしたことかなと思っております。ただ、そうすると、完全にもう事業者間での協議といたしますか、そこにもう完全に委ねてしまうこととなります。それが果たしていいのかどうかという問題があらうかと思っております。

完全に委ねた場合には、MNOさんからすると、緊急通報機関との接続を全部やらないと話が聞かないといった話になりかねないと思いますので、今の緊急通報の基準としては、使用の条件で緊急通報ができればいいとなっているんですけども、番号の指定を考えると、一定程度の基準を考えていく必要があるのではないかと考えております。その上で、全部または一部というのが、もしかするとちょっと分かりにくい。全部卸というものを排除しているのではないかとしたことかもしれませんけれども、基本的には、MVNOさんも今回自分が番号の指定を受ける以上、緊急通報機関を少しでもやっていくといった姿勢を見せておりますので、このあたりをベースにして、基準を考えていってはどうかと思っております。

ただ、全部または一部としたときに、全部卸が完全に排除されてしまうことがあるとすると、例えば、技術的な観点から、MVNOさんもやろうと思っているけれども、一部やろうとしたときに、それが高コストになってしまう、あるいはある事情でできないといったことがあるとすると、全部または一部を基本にしながら、もしかしたら、そういった例外みたいな規定を設けていく考え方もあるのではないかと考えているところでございます。お答えになっているかどうかあれですけども、これが1点目です。

それといわゆる地域限定サービスみたいなものが出てきて、どうするかということだったかと思いますがけれども、今回の090番号については、今090ができる、全国につながる、全てのところにつながるといったことを基本にしております。

その意味では、12ページに書いております携帯基地局の免許に代わる条件の中で、全国

につながるといった条件、あるいは音声ができる事業者とちゃんと接続することが求められますので、地域限定みたいところで090を使えるかどうかというのは、また違う次元で検討しなければいけないかと思っておりますけれども、今回の議論としては、全国に090を使えるということを念頭に置きながら議論、検討していると理解しているところでございます。

それと、山下先生からは、緊急通報につきまして参入障壁になってはいけない。まさにおっしゃるとおりだと思っております。

さらに、恐らくこういったMVNOがどんどん増えていくことによって、いわゆる緊急通報受理機関への対応というんですか、いろいろ指令台の改修みたいなものも結構出てくるのではないかとといったことかと思えます。我々も緊急通報受理機関の皆さんとはこれまで事務的にいろいろ意見交換をしておりますし、こういった議論を進める上で、緊急通報受理機関側の対応も十分参考にしていかなければならないと思っておりますので、そこは十分踏まえてやっていければと思っております。

そのほか御意見があったものについては、藤原から御説明をいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 020の指定の関係で、基地局免許の条件をなくす方向でということでございますけれども、まず、そもそも音声の090等では、基地局の免許を受けているという要件にしておりますけれども、これに代わってMVNOについては、IMSやHSS等の設備を有することを条件としていくことが方向性として示されております。

MVNOに番号指定を行うに当たって、設備に係る規律、先ほどの緊急通報の関係もございますけれども、これを具体的にどうしていくかを別途検討していかなければいけないところでございます。

番号を使う場合は技術基準に適合していることを確認するといった条件がかかってきますので、この具体的な内容は設備の規律として、改めて検討する必要があります。

020につきましては、具体的なニーズがまだ見えてきていないところなんですけど、使われ方を踏まえて、同じように設備側の条件付けを考えていく必要があると思っております。そちらを踏まえて番号指定の条件の具体的なところを定めていくべきかと思っております。

以上です。

【相田主査】 よろしいでしょうか。

最後、河村委員から御質問があった使用計画との関係あたりはいかがでしょうか。

【鈴木番号企画室長】 鈴木でございます。できればもう一度おっしゃっていただいても

よろしいでしょうか。二度手間になって大変恐縮なんですけど、最後の質問はちょっと聞き取りにくかった部分もありますので、恐れ入りますが、もう一度お願いできますでしょうか。

【河村専門委員】 今回MVNOに指定する要件を議論しているわけですが、直接番号指定を受けることによって、番号使用計画の手続において、今までとは違う責任や手間など。

【鈴木番号企画室長】 そういった意味では、委員会の1回目の資料で、個別に認定を受ける事業者、みなし認定で足りる事業者といった制度の話をしましたけれども、今MVNOさんは、まさにみなし認定を受けている事業者ですので、今後番号の指定を受けるということは、今の基準に基づいて番号使用計画を提出していただき、MNOさんと同じように我々が審査をしていくことになろうかと思えます。

【河村専門委員】 もう一点は、それに関連して、これも今回の資料の範囲ではないですが、悪質業者の二次卸、三次卸の問題が報道にもあるし、現実にもJUSA自身さんからの発表にもあったんですが、今回、指定を広げることが悪影響を及ぼすのではないかと懸念しているというコメントでございます。

【鈴木番号企画室長】 なかなか難しく、答えにくいかもしれませんが、今固定電話番号、転送電話の議論も併せてやっておりますので、固定電話の場合のいろいろな不適正な利用、転送電話ですね、ありますが、携帯電話でも確かに見られているところはあるんだろうと思います。ただ、いずれにしても消費者の方に心配を与えないように、不利益を与えないように我々も制度運用をしっかりやっていきたいと考えております。

【相田主査】 よろしいでしょうか。

ただいまの事務局の説明を踏まえて、追加でまた御質問、御意見等がございましたら、お受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。

先ほど意見を言わなかった部分についての質問になります。6ページの諸外国のところを見ると、例えば、フランスは税金を払えば番号を所持できるという言い方をしています。そういう意味では、ここにはフランスしかないんですけども、番号指定に対する使用料というんでしょうか、例えば、電波の使用料のようなものです。そういう考えはないのだろうかと思った次第です。

なぜ私がそう思ったかという、10万単位で指定するか、1万単位で指定するかという

議論があって、そもそも使用料がついていれば、何万単位で契約したい、指定をもらいたいということは、MVNOであれ、MNOであれ、それは事業者が決めることであって、そして行政のほうでおたくには幾ら指定するのが妥当だと言うものではない。発想が逆転するのではないかと思ったから、そのように伺う次第です。

もう一つ、指定について1万単位ということなんですけれども、今のMVNOさんたちからはそれで特に不満はないということなんですけれども、もう一つ考えるべきは、指定を申請してから実際に指定されるまでの期間、これは行政のほうの期間になるかと思うんですけれども、それが迅速であれば、もっと小さな単位で指定することも可能だと。例えば、それが結局半年もかかるということであれば、1万ではなく2万、3万の単位で1回に指定してもらわないと、予測需要に追いつかない可能性がある、それもトレードオフの関係があるのではないかと思った次第です。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、事務局から御説明はございますでしょうか。どうぞ。

【鈴木番号企画室長】 鈴木でございます。1点目のフランスの税金、番号利用料の話だったかと思うんですけれども、諸外国においては番号の指定に合わせて、番号を使う際に番号使用料というのを取っている国がございます。1度調べたことがあって、今詳細は忘れてしまったんですけれども、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツあたりが番号使用料というものを徴収しまして、主管庁が徴収した利用料を様々な用途に使っているといった状況があります。

日本の場合もそういったことをやったらどうかということかと思えますけれども、今、番号制度というものは、令和元年に事業法を改正して、今のような仕組みを取っているところでございます。

軽々にはちょっと申し上げにくいんですけれども、我々も常に諸外国の動向は参考にしながら、いろいろ行政運営をやっております。番号使用料についても、どういったメリット・デメリットがあるかを踏まえながら、将来的には勉強していきたいと思っているところでございます。

【藤原番号企画室課長補佐】 藤原です。番号指定における番号数の単位の話ですけれども、現状番号使用計画を事業者さんから提出していただいて、それを認定して、併せて番号指定をして、実際に使っていただく、あるいは使用計画を変更していただいて、それに対し

てまた認定し、追加で番号指定するといった事務をやっております。

番号の指定に当たっては、既にいくつ指定を受けているということと、今後どれだけ必要になってくるかといった需要の見込みを併せて、必要な数を指定するという審査をしております。

番号の指定単位につきましては、特に携帯電話では、現状10万単位でやっているところを変えますと、事業者さん側でのシステム改修が、指定を受けた者だけではなくて、ほかの者も含めて業界全体として影響が出てきてしまいますので、番号の指定単位というのは、関係各社を含めた合意がしっかり得られないと難しいのかと思います。他方で審査を早くするといったところは総務省側の運用でできますので、そちらは総務省としても対応していきたいと思っております。

【相田主査】 山下先生、よろしいでしょうか。

【山下専門委員】 はい。ありがとうございました。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

私からも緊急通報について簡単にコメントさせていただきます。資料の15ページを御覧いただければと思います。緊急通報受理機関に位置情報を伝えなければいけない、あるいは呼び返し、または今後はつながりやすくなる5機能を実現しなくてはいけないというのは日本独自で、出来合いの交換機制御ソフトを買ってきて、それですぐ実現できるものではなく、参入障壁になるのは確実です。

特に携帯電話の初期に、隣の市に同じ名前の町があって、そちらに救急車が駆けつけてしまって、実際に救急車を呼んだ人のところに行けなかったという事例があったことを踏まえて、緊急通報受理機関とも御相談の上、こういうことを実現したということで、これはぜひ今後も維持していかなければいけない機能だと考えております。

それで、完全に卸でおんぶにだっこでできるのかといいますと、行きはこの赤の線をつないだとして、ほうっておくと、呼び返しは青のルートに回ってしまうことが想定されますので、帰りもちゃんと赤のルートに回すようにするのか、帰りは青のルートで回ることを想定して、③、④のところをきちんと実現するのかということで、単純におんぶにだっこで卸提供を受けるわけには多分いかないだろうということで、MVNOさんとホストMNOさんの間でよくよく調整していただかないと、緊急通報が直接MNOのサービスで実現されるのと同じレベルを維持するのはなかなか難しいのではないかと思います。それを踏まえた上で、とにかくエンドユーザーに対して確実に緊急通報サービスが提供されることを担保

いただければと思っております。

ほかにいかがでございましょうか。事務局から特に何か補足等ございませんか。

【鈴木番号企画室長】 相田先生、ありがとうございます。

緊急通報の確保の仕方が最大の論点かなと思っております。今日、藤井先生からもちょっと御意見をいただきましたし、山下先生からも御意見をいただきました。相田先生の意見はごもっともかなと思っておりますので、本日いただいた御指摘を踏まえながら、我々もこの論点を少し見直して、委員の皆様の御発言を踏まえて、また再整理したいと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

私からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

ほかに追加で御質問、御意見等がないようでしたら、本日の委員会で予定された議題は以上でございます。全体を通じて、ほかに御意見等はよろしゅうございましょうか。

それでは、次回会合の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

次回第30回会合は、9月上旬を目途に開催できますよう、委員の皆様と日程を調整させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、ほかにございませぬようでしたら、以上をもちまして、本日の電気通信番号政策委員会第29回会議を閉会させていただきます。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。